

私たちは今、何をすべきか

—これからの部落解放運動—

はじめに

5月1日天皇の代替わりと「改元」をめぐり、大規模な祝賀ムードが演出されました。生身の天皇個人に「日本国民」の歴史や時代を投影させることで、国民統合を強化し、戦争をできる国づくりに寄与させています。普段、天皇や元号など気にも掛けていない若年層を巻き込み、現政権の支持率向上に寄与するべく利用しています。

昨年は世界人権宣言施行から70年という記念すべき年でした。第2次世界大戦を教訓として国際社会は、平和と人権を基軸とし、戦争のない世界を構築するべく決意を宣言に織り込みました。1945年8月、2度にわたる米軍による原爆投下を伴い訪れた日本にとっての「敗戦」は、他国への侵略行為、従軍慰安婦問題をはじめとする数知れない人権侵害に対する反省によって立ち上がるべき状況であり、そこで制定されたのが日本国憲法第9条の「戦争放棄」でした。9条の規定があるからこそ、1条から8条の規定において天皇制が存続したのです。「平成」の天皇・皇后が戦没者への慰霊の旅を繰り返したのは、自分たちの存在を維持するため不可欠な行為であると認識されていたからでしょう。

しかし、「平和」を志向し実現すべきなのは天皇夫妻ではなく、主権者であるところの私たちです。私たち国民が「戦争をしたがる」政権を選ぶわけにはいきません。

現在も世界各地では内戦や紛争が続き、民族や宗教の対立だけでなく、アメリカと中国、EU諸国などとの政治的経済的対立が深まっています。富の再分配を不要とする新自由主義の台頭と経済のグローバル化は、貧困と格差、差別問題をより深刻化させ、その反発としてEU諸国を中心に極端な差別排外主義、民族主義的な政治勢力を伸張させることになりました。さらに今日の米中貿易摩擦の激化は、単に貿易不均衡の是正にとどまらず、軍用転換が可能な人工知能（AI）や先端技術などをめぐる対立でもあり、新たな冷戦ともいえるべき状況が生み出されています。

そのような中、日本の安倍政権は日米安保条約を軸として、アメリカに盲従する姿勢を貫き、世界からの失笑を買っています。先の戦争での歴史的な立場性を自覚しながら、北朝鮮の核問題をはじめ、アジアの平和に向けて、主体的な外交を展開していかなければなりません。しかし、この間の日本の姿勢は、集団的自衛権を含む安保関連法の成立等、アメリカとともに「戦争ができる国づくり」を目指し、護衛艦を始めとする軍事関連予算を毎年伸長する現実、中国その他地域にとっての脅威として、不要な緊張を与えています。

天皇の代替わりに伴う、一連のキャンペーン、特に、元号改変の発表を利用した国民統合の戦略は、時代区分や時間（歴史）を「日本独自」のことに規定することで、排外主義の少し手前にある「独善的な気分」を醸成しました。私たちは、そのように演出された「同質性」に惑わされることなく、多様性を認め合い、歴史や文化の違いを学びあいながら、共に生きていける社会を、模索し続けなければなりません。

部落を取り巻く課題

2016年12月に部落差別解消推進法が施行され、2年半が経過しようとしています。法6条の実態調査に向け、いよいよ予算化され、今年度に国の調査が実施されます。部落差別に特化したこの調査の結果を受け、法律の具体的な運用が始まっていきますが、全国的には、各自治体ごとに部落差別解消に向けた条例が施行されていく動きもあります。京都市においてもそうした動きに連動し、条例づくりに向けた取り組みを展開していかなければなりません。

京都市人権文化推進計画の中間見直しに合わせ、その基礎資料とすべく、昨年11月に京都市は市民意識調査を行い、この3月に発表しました。そこには、障がい者、外国人、部落にかかわる人権3法がどれだけ周知されているかという項目も含まれていました。それによると、どの法律についても「内容も含めて知っている」とした人は2割程度、「内容は知らないが言葉は聞いたことがある」とした割合が4割程度ということで、それぞれ約6割が「知っている」とされましたが、それをもって周知がされていると評価されるべきかどうかは疑問です。むしろ「内容も含めて知らない」割合が、8割であるとも言えるわけで、さらなる啓発が求められています。また、日常の場面を問う設問と、各法律に対する認知度でクロス集計が行われていますが、結果として、すべての法律について内容を知っている人の人権意識が高くなっているものの、言葉を知っているだけでは人権意識が高いとはいえないという結果があることも、それを裏付けています。法律の趣旨や内容をさらに、具体的に一步前に進め、条例制定を実現することが、市民一人ひとりの心の奥にまで人権意識が届くことに通じるでしょう。

1969年に「同和対策事業特別措置法」が公布・施行されて50年が経過しました。環境改善事業は、「同対法」施行10年後の1979年には、「各地区総合計画」を勝ち取ることによって、各地区に隣保館、市立浴場、体育館、保育所、保健所分室、診療所、児童館、学習センター、福祉センターなどの地区施設が整備され、住環境は大きく改善されました。雨漏りのする不良住宅からトイレや台所が設置された改良住宅に移り住んだ住人達からは、喜びの声が聞こえてきました。しかし、50年という年月は建物を老朽化させ、2DKの間取りは現在のライフスタイルに合致することなく、ほとんどの地域で、京都市の管理戸数の半分程度の世帯しか入居していません。被差別部落のまちは閑散としています。

今年は、「同和奨学金」の5年ごとの免除申請の年となります。2002年事業法としての同和対策特別法が失効し、部落差別の解決は一般法で目指されることとなりました。京都市では特別であると目される予算の執行はことごとく許されないとされ、2008年の「総点検委員会」では、自立促進援助金制度の見直しに係る研究会が持たれました。33年間にわたる「同対法」の施行において、被差別部落の親たちの願いは何よりも子どもたちへの教育支援であり、給付としての奨学金制度が1960年代に確立しましたが、国の制度が1982年から貸与となった時点で、多くの自治体が、目の前に見えている子どもたちの学力実態が、そこまで追いついていないとの実感があり、政策として「返還」についての補助を決定していました。実質免除を保証する補助なので、実際の予算執行はありません。京都市も例外ではなく、後の返還に関する「補助金」として「自立促進援助

金」制度を確立したのです。しかし、2006年大阪高裁の判決により、2001年以降の借受者に対する「援助金の支給」が違法であると判断され、制度は廃止。返還が求められるようになりました。その後も借受者の一部からは、返還請求は違法であると今度は逆の立場から裁判が提起されましたが、これも、2015年4月、京都市側の請求には理由があると判断されました。しかし判決文の最後、裁判長は「借受者」に落ち度はなく、京都市行政に対し「より誠実かつ真摯な対応を一層尽くすべき」との付言をつけました。そして現在では返還請求はされるものの、生活保護の1.5倍以下の収入の人は、申請することで免除されるという制度となったのです。その審査は5年おきとされ返還期間は20年ですから、生涯において4回「同和」奨学金借受者としての通知が届き、収入判定などの手続きがせまられます。今年がちょうど、その第3回目となり、期限である9月までに人権文化推進課の担当が対応します。

そもそも、親が子どもに部落問題を伝えきれず、自覚がないままに成長した人もいます。また、当事者としてカミングアウトするかどうかは、微妙な課題であり、少なくとも、アウティングという他者からの「暴き」はそれ自体差別であるとされますが、この「免除申請」がそうしたことを誘発しないように、細心の配慮が必要となります。おそらく「自立促進援助金制度」は、そうした危険を回避する意図もあり設計された制度だったのだろうし、実際、京都府においては「償還資金」の名で現在も手続きは継続しているのです。同じ京都でありながら、市内の人々にだけ与えられた試練です。20年という長い期間には、これまで対応してきた親が高齢化し、直接本人との面談が求められることもあり得ます。行政には今年の申請手続きにおいてもより一層丁寧な対応が求められます。

今、何をすべきか

今期も「まちづくり部会」「人権確立部会」「保育・教育部会」の3部会を基盤として取り組んでいきます。

2011年に策定された「京都市市営住宅ストック活用計画」は、2020年にピリオドを打つこととなりますが、京都市住宅室は予算の関係上、実質的に計画を断念し、千本地区では9月に移転を完了しますが、他地区の計画は「白紙」に近い状況にあります。

近年、地区内外に関わらず民間活力を活用して新たなまちづくりが進められようとしています。特に、大手ゼネコンや金融機関等は、交通の利便性や観光地に近い私たちの地区に手を伸ばしはじめています。私たちも、自分たちの地域は自分たちでつくるという高い自治意識を持ち、地域の特性や地区が形成されてきた歴史的経過を再確認して、黙って待っているのではなく、積極的な提案をすることが大切です。

特に、福祉で人権のまちづくりには、地区の仲間を大切にしつつ障がいのある人やひとり親家庭、高齢者世帯、生活困窮世帯が生きづらさを感じさせない共生社会の実現にむけた取り組みを進めなければなりません。

また、住宅整備とともに各施設の維持管理についても、自分たちが担う組織づくりを進めることが大切です。昨年、東大阪市内にある地区視察をおこない、住宅管理業務の実践

を学びました。高齢者や障がい者世帯への見守りや安否確認などは、私たちだからこそできる業務です。雇用を生み、安全・安心な地域を創造していきましょう。

京都市は今年3月に「京（みやこ）・地域福祉推進計画」を改訂し、新たに策定しました。地域における「気づき・つなぎ・支える」力を高めるとしてありますが、まさに「差別」という心の障壁を取り除き、互いの人権を尊重しあい、多様性を認め合う地域づくりがなければ、実現しない計画です。

「人権確立部会」では、「部落差別解消推進法」を具体化するための条例づくりについて議論を展開していきます。都道府県では福岡県と奈良県で条例制定がなされ、川崎市、堺市、国立市など12都県の29市8町1村で人権条例が制定されています。内容的には、福岡のように結婚や就職に際しての部落差別事象を直接的に禁止する条例があれば、国立市のように、様々な差別を包括的に禁止する人権条例もあります。どのような方向性がふさわしいか、市協としても熟議し、提案していかなければなりません。

いずれにしても、この間成立している人権に関わる個別法は、情報化社会に対応する、つまりインターネット上の人権侵害を背景としています。法務省も昨年12月末の地方法務局長あて通知において、「同和地区に関する識別情報の摘示は、目的の如何を問わず、それ自体が人権侵害のおそれが高い」として、「原則として削除要請等の措置の対象とすべき」と指示しています。自治体におけるモニタリング作業が必須であり、京都市にも求めていきます。

教育・保育分野については、共通課題として、同和・人権保育・教育の実践を経験している保育士や教師が少なくなっているという現状があります。教育・啓発に関しては、原点に戻り、真剣に、地道に取り組んでいかなければなりません。一例として、人権に関わる条例や法律、国連の人権条約等を、子ども向けと大人向けのリーフレットにして、市内の小学6年生全員に配布し、感想を述べあうなど、全市をあげた取り組みの実践が求められます。

全国水平社創立100周年まであと2年有余です。創立に携わった諸先輩方が、かつて、想像もしなかったような、グローバル化と情報化の社会において、次の世代の子どもたちが自らの尊厳と、他者への尊厳を保つことができる環境を、地域で、支部で、つくりあげていきましょう。